

# 令和3年度事業計画書及び活動予算書について（案）

自：2021年4月 1日  
至：2022年3月31日

特定非営利活動法人 静岡市障害者協会

## 2021年度事業計画書の策定にあたって（所感）

令和2年2月1日にクルーズ船の乗客に新型コロナウイルス感染症の発症が確認されてから、既に1年と3か月がたち、首都圏等では緊急事態宣言が3回出されましたが感染の拡大は止まらず、第4波が全国に広がって、感染者は63万人となり、そろそろ静岡市の人口に達します。本市では感染は抑えられているものの変異株が静かに拡大しており、まさに苦戦していると言える状態です。

昨年度、この事態を「突然来て甚大な被害がある地震とは違うが、『ゆっくりじわじわくるが影響は大きく簡単に回復しない新しい災害』と考え、対応は柔軟にしようと考えます。」と本所感で述べました。この一年間、私たちは何を学び、どんな知恵や武器を備え、どう対応したのでしょうか？

さてこの時期は、障がいのある人へのワクチン接種についての合理的配慮が適切に提供されるかが重要な点であり、行政にはSDGsの「一人も取り残さない方針」で適切な取組をお願いしたいと思います。市のワクチン接種のスケジュールや大まかな優先順位は示されましたか、まだ5月の時点では接種の具体的な方法などが示されていません。協会としても障がいのある人への「合理的配慮」がなされるように提言していますが、今後示された方法では適切でないと思われたら、各々の団体や特別なニーズがある人たちには躊躇せず発言、提案していただきたいと思います。

「私たち抜きで私たちのこととは決めないで」というモットーは、障害者の権利条約の基本的な理念であり、当協会でも大切にしていることですし、コロナの対応という新しい災害にこそその認識と行動が必要です。障害者団体が、黙っていてもなんとかしてくれるという待ちの姿勢では、後手後手になってしまいます。どうしたらいいか分からない場合は、協会に相談してください。幸いにも、障害のある人が感染して亡くなったというニュースは、まだ接していませんが、遅くとも今年の年末には感染が落ち着くことを目標にして取り組みたいと思います。このような困難な状況の中で日々、現場の最前線で生命と暮らしを守る活動をされているすべてのみなさまに改めて感謝します。

さて3月末で、今期の「障害者共生のまちづくり計画」がまとまり、今年度からの3か年はその計画の具体化、つまり施策が推進されます。この中で、大きな課題が4つあると思っています。①「バックキャスト方式」で作られた計画数値の実現が難しそうな目標に対する大胆で新しい政策的対応、②障害者差別を解消する相談・支援の仕組みを作り上げ、広く協議の場を始動すること、③高齢者、子ども、障がい者などを総合的にワンストップで対応できる新しい「重層的な相談支援体制」づくりに積極的に関わること、④入所施設からの地域移行を検討する場の設置、⑤福祉サービスと災害時の避難計画の連携による災害時の対応への取り組みです。

これらの内容は、当協会の自主事業や委託事業の中で具体化しようとしていますが、最後に以下の点を強調しておきます。個々の当事者団体としての声は行政や議会に届けていただくことを前提に、協会としてもできるかぎり協力させていただきます。また、基幹相談支援センターとして、市内の相談機関の職員研修を通しての質の向上、さらに虐待を受けたり、法律を犯したりする障害者や困っていても助けを求められない方々や複合課題がある事例に対しての支援、さらにはアウトリーチと呼ばれる、訪問の支援を工夫して実現したいと思います。皆さん、ぜひご協力をお願いします。

特定非営利活動法人 静岡市障害者協会  
2021年度 事業計画書

### はじめに

一昨年度までに、国際障害者権利条約の批准後の関連国内法の整備、施行が整い、我が国の障害者の権利擁護体制は制度全体として整備された。しかし本市においては、障がい者差別解消地域支援協議会の会議は開催されず、結果として差別の相談支援は、表面化されず、差別されても我慢するか県の相談窓口に頼るしかないといった状況にあること。障害者虐待防止についても分離先であるベッドの確保や支援ネットワークの確立等、対応する具体策や仕組みがないのが実情である。また、親亡き後の支援の検討も進めているが、まだ先が見えない。

今年度は、①まだ国の第4次障害者基本計画（平成30年度～35年度）の実行中であり、②障害者総合支援法の省政令の改正や報酬改定後の動きの見極め、③本市において、策定された「共生のまちづくり計画」の実施初年度であることを踏まえ、解消されていない積年の課題や新しい課題に対しうまく取り組まなければならない。

この時期に当たり、当協会としても、医療、教育、雇用、年金、司法、防災、交通・移動、情報・通信、消費者保護等の幅広い関係各分野との連携を図りながら、様々な機会を捉えて障がい者の権利擁護の推進、障がい者児の福祉の充実、生活全般を支える支援の充実に向け積極的、具体的に提言を行う。さらに、静岡市委託の基幹相談支援センターの事業を通して、相談支援についての高齢や子育て等を含む全各分野の再編成が横断的に行われることに対応すべく、障がいのある人が取り残されない体制を構築することに意を注ぐ。

また、静岡市が宣言し、積極的に進めているSDGsに関しては、当協会もSDGs宣言をしており、相談支援業務においては「断らない相談」「取り残さない支援」を掲げて取り組む。

## 1. 今年度の重点事業（概要）

対外的なテーマ	全市の相談支援体制を再検討し、るべき姿を目指し、障害のある人の課題を洗い出し、個別の解決とそのための仕組みの構築をすすめる
事業の方針	業務の自然増に対応するため、 <u>個別事例を他機関への引継ぎを本格化</u> しスリム化する一方、ノウハウの共有、活用、継承に取り組む
基本理念の試行	静岡市の障がいなどがある人を、一人も取り残さない支援をする

◎は新規の事業、○は重点的な取り組み

(1) 協会の基本理念を確立し、市内の障がい者や当事者団体への支援を充実する（継続）	
① これまでの活動について振り返り、会員の声を聴き、今後の方針を見定める 会員に向けたアンケートを実施し、集約のうえ、ご意見を会の活動に生かす 評価機関の客観的な評価をうけ、課題の部分の改善に取り組む	◎
② 当協会の基本理念を確立し、自主的な「静岡市の福祉ビジョン」を構想する	○
③ 会報「わかば」(目標2回発行)、ホームページ、CANPAN ブログ、安否コールなどを活用し、協会の活動状況を広く発信する 特にホームページはリニューアルし、活動を見える化し社会へメッセージを送る	○

<b>(2) 協会の財政を安定化し、安定的な組織運営を図る（継続）</b>	
① 取得した認定NPO法人格とグッドガバナンス認証を活用し、寄付金を広く募り、 安定した財政基盤を作る	<input checked="" type="radio"/>
② 認定NPO法人を維持するため、パブリックサポートテスト（1年間で3000円以上 の寄付者を100人以上）のクリアを継続する	<input type="radio"/>
③ 市内の障害者団体のうち、未加入の団体（発達系、聴覚系、脳外傷系等）に入会を勧 きかける	<input type="radio"/>
④ 総会を年1回、理事会を年4回で開催し、協会を民主的に運営する	
⑤ 当協会においても、障がい者の雇用は推進されるべき課題であり、障害者雇用助成 金の活用により少しでも雇用の幅を広げる。	<input checked="" type="radio"/>
<b>(3) 障害者団体として独自の事業を進める（自主事業：継続）</b>	
① 研修会（旧障害者プランの勉強会）を継続し、自らが勉強する  （毎月第3水曜午前10～12時）  今年度は策定された「静岡市共生のまちづくり計画」の分析を進め、計画が持つ 課題、当事者の課題にまだ対応できていないことなどを明確にし、施策の推進に 反映するように提言する	<input checked="" type="radio"/>
② 防災事業委員会を通じて、地域の防災力を高め、要援護者支援を盛り込む  （毎月第1火曜午後6時～8時）  今年度新たに助成金にて事業化する計画相談と個別避難計画について、自立支援 協議会のプロジェクトと連携して、当事者のニーズを訴えて、実効性を高める。  地域防災訓練に要援護者支援を盛り込み、避難計画に基づく避難訓練をモデル的 に実現する	<input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>
③ 移動支援・バリアフリー委員会の活動で社会参加を促進する  （毎月第4木曜午後1時30分～3時30分）  移動支援：今年度から導入されたグループ支援型の実践的研究と車両移送型の導 入の研究、通学支援の円滑実施、精神障がい者の社会参加など  移動支援：協会が受託した「従事者養成」の内容の確認と当事者団体等への協力 要請、指定事業所の拡大や従事者（ヘルパー）の拡大  バリアフリー：バスの利用改善など障がいがある人の社会参加を進めるよう事業 所と協力する。市民と事業所、行政などの協議の場の設置を提案。  差別解消：差別解消支援地域協議会の設置と本格稼働に向けた準備に協力する 障害者差別の事例研究と解消のため研究、及び啓発活動を検討する	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>
④ 解決が困難な課題については、市議会厚生委員会との話し合いの場にて意見交換、 課題共有する	<input type="radio"/>
<b>(4) 静岡市障害者相談支援推進センターとしての役割を果たす（市委託事業）</b>	
① 基幹相談支援センターとして自立支援協議会の中軸となり相談支援機関の課題に取 組む  相談支援事業者と行政を中心とする事務局会議・連絡調整会議を活用し、各機関に 本来の役割を求める	<input type="radio"/>

	<p>専門部会（現状：地域生活支援、権利擁護・虐待防止、就労支援、地域移行、相談支援、こども）の分野の整理と再編に協力し、各部会で洗い出された課題に対し、ワーキンググループやプロジェクトチームなどの形を通して、解決に取組む。</p> <p>特に、地域生活支援部会と相談支援部会にまたがって設置されるワーキンググループ、「避難計画の作成プロジェクト」の事務局を担い、事業を円滑に進める。</p> <p>基幹相談支援センターとして、市内相談支援専門員等に対する実務研修を行いスキルアップを図る（インテーク・アセスメント・地域資源の紹介と活用、連携）。</p> <p>増大する業務量を整理し、担当者の役割分担、他機関への引継ぎを本格化する</p>	○
②	<p>地域生活支援ネットワーク相談支援コーディネーター配置業務</p> <p>地域生活支援拠点（地域生活支援ネットワーク、まいむ・まいむ）では相談調整コーディネーターを設置し、求められる役割を果たし、地域生活を支援する</p> <p>移動支援事業従事者養成研修を実施し、障がい者の地域生活支援を担う人材を養成する</p>	○ ◎
③	<p>虐待防止センターとして、当事者の立場に立ち、適切に機能する仕組みづくりに取組む</p> <p>虐待対応コア会議に出席し、当事者本人の人権を守り、権利を擁護する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士など専門職や全市域の関係専門機関との協力体制を作り、速やかで適切な対応を目指す</li> <li>・虐待防止ネットワークの立ち上げを準備し、虐待防止策や事業所への指導などを検討する</li> </ul>	○
④	<p>触法系障害者への対応の増加に対し、連携会議の開催、関係機関の研修と協力を求める</p> <p>再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）に係る障害者の相談支援にあたる（平成 29 年度障害者相談支援推進業務の仕様書に追加、継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入り口支援（起訴される前の支援・不起訴後の支援、医療観察法不処遇後の支援）として警察、検察、保護観察所、福祉事業所等と連携し、本人の支援をする</li> <li>・出口支援（矯正施設退所後の支援）として住宅の確保、生活・就労の支援、再犯防止に努力する</li> <li>・弁護士会と結んだ協定を利用し、触法障害者の支援に、市内の委託相談事業所と連携しての支援をすすめ、最終的には引き継ぐ方向で取り組む</li> </ul>	○
⑤	<p>機関紙「三輪車」を発行し、障害のあるなしに関わらず広く市民に対し当センターの活動を啓発する。</p>	○

(5)	<b>その他の相談支援事業における事業の拡大と支える人材の育成</b>	
①	<p>生活保護精神障害者退院支援事業の推進（受託事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科病院に入院中の精神障がい者で生活保護受給の方の地域移行を支援する</li> </ul>	○
②	<p>地域相談支援（地域移行支援：個別給付）の実施（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行支援を希望する個人に対して、同サービスを提供し、地域移行を支援する</li> </ul>	
③	<p>委託金の増額がないため給与の昇給もないなかで、相談員の努力に報いたり、意欲を刺激したりする工夫を考え、さらにはほかの委託相談事業所との連携や交流を通して、市内の全般的な人材の養成を図る</p>	

## 障害者相談支援推進業務 事業計画書

### (1) 事業所の運営体制

#### ① 基本情報

相談支援事業所名	静岡市障害者相談支援推進センター		
運営法人	特定非営利活動法人静岡市障害者協会		
指定内容	指定特定	有	・ <input checked="" type="radio"/> 無
	指定一般	有	・ 無
	指定障害児	有	・ <input checked="" type="radio"/> 無
附置施設名	(特定非営利活動法人 静岡市障害者協会)		
附置施設の事業種別	(障害当事者団体の活動支援・障害者の権利擁護)		

#### ② 事業所情報

所在地	〒420-0854 静岡市葵区城内町1番1号 静岡市中央福祉センター3階				
電話番号	054-254-6880				
FAX番号	054-254-6880				
電子メールアドレス	shizu-shokyo@cy.tnc.ne.jp				
ホームページアドレス	<a href="http://www4.tokai.or.jp/shizu-shokyo/">http://www4.tokai.or.jp/shizu-shokyo/</a>				
開所日	定例日	月曜日～金曜日			
	非定例日	障害者虐待防止センター業務にかかる通報・相談は土日・祝日・年末年始休業日も対応。			
開所時間	開所時間	9時00分～	17時00分		
	電話対応時間	9時00分～	17時00分		
	来所対応時間	9時00分～	17時00分		
	ピアカウンセリング対応時間	9時30分～	16時00分		
	その他	障害者虐待防止センター業務にかかる通報・相談の受付は24時間対応（深夜・早朝は、転送電話で留守電対応の場合もある。）			
苦情相談窓口の設置状況	あり 苦情相談受付担当者：堀 越 英 宏・松 山 文 紀				
	苦情解決責任者：牧 野 善 浩				
	苦情解決第三者委員：渡 邊 英 勝（静岡福祉大学教授）				

#### ③ 設備状況

相談室	相談室の数	2（事務所内の相談コーナー1、別室（会館内の相談室1）	
	個室相談室	有	・ 無
その他主な設備	事務机・イス・パソコン6台、プリンター・インクジェット印刷機・FAX複合機・PCサーバー・電話回線主装置・緊急連絡用携帯電話2台・キャビネット4、シュレッダー1等		

④ 人員配置

管理者	職名	会長・管理者					
	氏名	牧野 善浴					
職員数	常勤職員	2人（うち、他業務兼務 1人）					
	非常勤職員	7人（うち、他業務兼務 2人）					
機能強化 対象職員	氏名	牧野 善浴（管理者と兼務 常勤換算0.65人）					
	選出理由	静岡市障害者協会会長・市重症心身障害児者を守る会会長、NPOしづおかオンラインマン会長を歴任。当事者の立場から永年障害者福祉施策について提言している。県社会福祉士会の主要メンバーとして障害者差別解消相談にも携わる等障害者の権利擁護を推進している。社会福祉士					
機能強化 対象職員	氏名	堀越 英宏（常勤・兼務 常勤換算0.85人）					
	選出理由	知的障害者入所施設の職員（相談員）、施設長等を経験し（年数31年）、NPOみやぎ発達障がいサポートネットに勤務。社会福祉主事・知的障害者福祉司・児童指導員等任用資格、小中教員資格、平成26年度相談支援従事者初任者研修修了、平成28年度度強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践・指導者研修）修了、平成28年度度訪問介護従事者養成研修（強度行動障害支援課程）修了、平成29年度相談支援従事者現任者研修修了。日本司法・共生社会学会会員、日本障害者虐待防止学会会員					
機能強化 対象職員	氏名	松山 文紀（常勤・専任 常勤換算1.0）					
	選出理由	市内の身体障害者福祉施設の職員（相談員）の勤務経験があり、旧障害者ケアマネジメント相談支援研修修了。社会福祉士。NPO静岡県ボランティア協会が受託する番町市民活動センター所長や全国的な災害支援ネットワークの事務局長等を歴任。本年度静岡市障害者施策推進協議会が静岡市障害者自立支援協議会に付託する「障がいのある災害時要配慮者への対応」という課題について、R3年度より地域生活支援部会で検討する（仮称）「災害後の障害者支援」PTの事務局を合わせて担当する。					
機能強化 対象職員	氏名	山本 佳昭（常勤・常勤換算0.50人）					
	選出理由	社会福祉士・介護福祉士、相談支援推進業務の事業計画・事業報告・月次報告等の業務管理を担当。触法障がい者の金銭管理を通じて、日常の生活相談等の支援を担当する他、電話相談を担当。育成会の本人部会の運営に協力、相談支援事業所の運営基盤について助言指導ができる。					
機能強化 対象職員	氏名	稻木 良光（非常勤・専任 常勤換算0.25人）					
	選出理由	障がい当事者の立場でピアカウンセラー的な役割が期待できる。民間資格のNPO総合福祉カウンセリングセンター認定心理カウンセラー1級、大阪商工会議所メンタルヘルスマネジメント検定試験合格、平成29年度静岡県相談支援従事者専門コース別研修修了。平成30年度度強度行動障害支援者研修修了。令和元年社会福祉主事等任用資格取得（全社協中央福祉学院）（基礎・実践）主に電話相談、初回インテーク担当					
機能強化 対象職員	氏名	木村 純子（非常勤・兼任 常勤換算0.1人）					
	選出理由	市内重症心身障害児者施設に勤務、支援業務、相談業務に従事、平成29年度、当センター相談支援専門員、平成28年度相談支援専門員初任者研修修了。平成30年度県外の事業所に転職、計画相談業務に従事した。平成31年6月より、地域生活支援ネットワーク・まいもまいむの相談調整コーディネーター配置業務に従事。平成30年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了、平成30年度在宅重症心身障害児者対応多職種連携研修修了。					
※	4/1現在の機能強化対象職員数	3.5	人	( 0.65 + 0.85 + 1 + 0.6 + 0.3 + 0.1 )			
	※ 8/1現在の機能強化対象職員数	4	人	( 0.6 + 0.5 + 1 + 0.5 + 0.3 + 0.1 + 1 )			

※ 常勤職員は、週35時間以上勤務している者。

※ 他業務兼務者は、静岡市が委託する障害者等相談支援推進事業以外の事業に従事している者。

【配置職員の従事業務】 障害別相談員については、別紙「障害別相談員名簿」を参照

職員氏名	従事体制		従事事業区分							事務	
	常・非	専・兼	基幹相談支援センター事業			障害者相談支援推進事業			障害者虐待防止センター事業		
			総合的・専門的な相談支援	地域の相談支援体制の強化	地域移行・地域定着の促進	障害者110番事業	障害者相談員活動強化事業	身体障害者補助犬相談事業			
牧野 善浴	非	兼	○	○	○	○	○	○	○	○	
堀越 英宏	常	兼	◎	○	○	○	○		○	○	
松山 文紀	常	専	◎	○	○			○	○		
稻木 良光	非	専	○					○			
木村 純子	非	兼	◎	○	○						
山本 佳昭	常	専	○			○	○	○	○	○	
採用予定職員	常	専	◎	○	○	○	○	○	○		
中川ちひろ	非	専	4/1より有給休暇 5/13より休職								

※ 「従事体制」欄には、常勤・非常勤の別、専任・兼務の別を記載。

※ 「従事事業区分」欄には、該当職員が従事する業務に「○」を記載。また、相談支援事業従事者のうち、相談支援専門員の資格を有する者は「総合的・専門的な相談支援」欄に「◎」を記載。

【配置職員の詳細】

氏名	生年月日	性別	主な保有資格	兼務事業名（施設・事業所名）
牧野 善浴	S31.10.29	男	社会福祉士	
堀越 英宏	S31.1.27	男	平成29年度静岡県障害者相談支援従事者現任研修修了、社会福祉士等任用資格・中学・高校教員免許状（社会）	
松山 文紀	S47.5.20	男	社会福祉士・令和2年度障害者相談支援従事者初任者研修修了	
稻木 良光	S.48.10.6	男	平成28年度県障害者相談支援従事者専門別コース研修修了、NPO総合福祉カウンセリングセンター認定 上級心理カウンセラー・平成30年度強度行動障害支援者研修修了（基礎・実践）・令和元年度、社会福祉士任用資格研修修了（中央福祉学院）	
木村 純子	S.32.8.17	女	平成28年度県障害者相談支援従事者初任者研修修了、平成30年度医療のケア児等コーディネーター養成研修修了、平成30年度在宅重症心身障害児者対応多職種連携研修修了、特別支援学校教諭2級免許状	地域生活支援ネットワーク相談調整コーディネーター配置業務（月・火・水・木・金曜日各6時間・休憩含む）
山本 佳昭	S46.1.29	男	社会福祉士・介護福祉士・NPO法人事務力検定修了、NPO法人会計力検定（基礎）修了、簿記3級	
採用予定職員				令和3年7月中に採用予定

## (2) 基幹相談支援センター事業の実施見込

### ① 総合的・専門的な相談支援の実施

項目		実施見込量
開設日数		242 日
相談支援	延件数	800 件 (令和2年実績約750件)
困難事例への対応	延件数	300 件
個別支援計画	作成件数	0 件
	作成支援件数	24 件
個別支援会議	開催回数	70 回 (共同開催分含む)
	参加回数	140 回

※ 「困難事例への対応」の件数は、「相談支援延件数」のうち数を記載。

※ 「困難事例への対応」には、関係機関の紹介や個別支援会議では解決が困難な事例や、地域の相談機関から困難事例として支援の引継ぎを受けた事例の件数を記載。

※ 「個別支援計画」には、サービス等利用計画・障害児支援計画に加え、福祉サービス事業所の作成する「個別支援計画」が含まれる。

### ② 地域の相談支援体制の強化の取組

項目		実施見込量
地域の相談機関への助言・指導	実施回数	90 回
地域の相談支援事業者の人材育成支援	実施回数	35 回
自立支援協議会構成会議	事務局会議	36 回 参加
	区連絡調整会議	
	全体会議	2 回 開催
	市自立支援協議会	2 回 参加
	同上 部会・PT・WT	28 回 参加
	地域生活支援ネットワーク会議	2 回 参加
地域の相談機関との連携強化	実施回数	8 回

※ 「地域の相談機関への助言・指導」には、他の相談支援事業者、民生委員、障害者相談員、保健医療機関、教育機関及び就労機関等、障害者等への相談支援を行う機関に対し、助言・指導する件数を記載。

※ 「地域の相談支援事業者の人材育成支援」及び「地域の関係機関との連携強化」の詳細は、別紙に記載。

③ 地域移行・地域定着の促進の取組

項目	実施見込量
実施回数	200 回

※ 実施内容の詳細は、別紙に記載。

④ 権利擁護・虐待の防止

項目	実施見込量
実施回数	150 回

※ 実施内容の詳細は、別紙に記載。 (障害者虐待に対応した虐待対応コア会議・ケース会議・終結会議は含まれない。)

(3) 障害者相談支援推進事業の実施見込

① 障害者110番事業

項目	実施見込量
開設日数	242 日(障害別相談150日)
相談支援	延件数 200 件
研修会	実施回数 2 回

※ 相談支援に従事する障害者相談員について、別に従事者名簿を提出すること。(様式任意)

※ 「研修会」の詳細は、別紙に記載。

② 障害者相談員活動強化事業

項目	実施見込量
開設日数	242 日
相談支援	延件数 240 件
研修会	実施回数 3 回
活動 報告書の確認・指導	延件数 160 件 相談員80人×2回
相談員のコーディネート	延件数 20 件

③身体障害者補助犬相談事業

項目	実施見込量
開設日数	242 日
相談支援	延件数 300 件
うち、補助犬相談	( 12 件 )

④ 地域生活及び社会参加等推進事業

項目	実施見込量
実施回数	30 回

※ 実施内容の詳細は、別紙に記載。

#### (4) その他

##### 1. 静岡市障害者自立支援協議会への参画

- ① 障害者自立支援協議会への提言事項についての課題抽出・整理
- ② 権利擁護・障害者虐待防止部会・地域生活支援部会・地域移行支援部会・就労支援部会・子ども部会・相談支援部会・評価部会等への参画、各部会のプロジェクトチーム・ワーキングチームへの参画
- ③ 全体連絡調整会議の運営
- ④ 各区委託障害者相談支援センターが開催する事務局会議・区連絡調整会議の運営

##### 2. 行政関係の機関・会議への出席

- ① 静岡市障害者施策推進協議会
- ② 静岡市障害支援区分認定等審査会
- ③ 静岡市成年後見制度利用促進協議会
- ④ 静岡市歯と口腔の健康づくり推進会議

##### 3. 各種機関等の連絡会等への出席

- ① 静岡市社会福祉協議会の関係会議（生活困窮者自立相談支援調整会議・地域福祉活動計画策定委員会、民生児童委員会障害者部会、ボランティア研修等）
- ② 特別支援学校等進路担当者連絡協議会
- ③ 静岡市障害者歯科検診センター運営協議会
- ④ 静岡市特別支援連携協議会・静岡北特別支援学校学校運営会議
- ⑤ 静岡市発達障害者支援協議会
- ⑥ 医療的ケア児支援協議会
- ⑦ 静岡市障害者差別解消地域協議会（現状設置済とされているが、実質協議されていない。今期の市障がい者共生のまちづくり計画に記載事項であり現実的な協議の場を設定する。）
- ⑧ 静岡市における地方再犯防止推進協議会（令和3年度より再犯防止推進計画が実施される。）

##### 4. 地域生活支援ネットワークまいむ・まいむとの連携

##### 5. 障害者の社会参加推進関係

- ① 文化活動
  - ア. 障害者の書道・写真全国コンテストの周知、出展作品とりまとめ
  - イ. 静岡市葵区・駿河区老人クラブ連合会文化祭の周知、出展作品取りまとめ
  - ウ. TOGETHERS イン 静岡の後援（日本平ロータリークラブが主催する障害者の音楽祭）
- ② スポーツ活動
  - ・全国障害者スポーツ大会に参加する静岡市選手団への役員派遣等の協力
  - ・静岡県障害者スポーツ大会へ出場に対する周知協力、選手登録支援等
  - ・静岡県障害者スポーツ協会との連携
- ③ こころのバリアフリーイベントへの協力（事務局・実行委員会委員）
- ④ 文化、スポーツイベントについての周知、情報提供
- ⑤ 障害当事者のエンパワメント・障害福祉施策の提言力の向上・意見要望の集約
  - ア. 障害者プラン勉強会の開催 月1回 障害者施策や諸制度の検討、当事者との意見交換
    - イ. 防災委員会の開催 月1回 災害時要援護者への対応
    - ウ. バリアフリー委員会の開催 月1回 移動支援・交通バリアフリーのあり方検討
    - エ. 福祉懇談会 年1回 静岡市市議会厚生委員会との意見交換

## 別紙：障害者相談支援推進業務 各事業の詳細

### (1) 基幹相談支援センター事業

#### ① 地域の相談支援事業者等の人材育成支援

実施予定時期	令和3年7月～令和4年3月
事業概要	<p>目標志向型アプローチによる複合課題のアセスメントと家族支援</p> <p>I 困難事例の検討 高齢者と障害者の同居世帯、ひきこもり等の社会的孤立、支援課題のある世帯の障害児の療育等複合的課題のある事例検討</p> <p>II アセスメント研修 Evidence based Care（根拠にもとづく支援）と Narrative based Care（物語にもとづく支援）を学び、支援対象者の立体的な理解に努める。 ・相談支援の理念や基本となるアセスメントの手法を学ぶ</p>
実施対象	・市内の委託相談支援事業者等等（11ヶ所）・計画相談事業所（36ヶ所）・地域生活支援ネットワーク、暮らし・しごと支援センター、ひきこもり地域支援センター、各区地域福祉推進センター・地域包括支援センター他、社会福祉法第106条第2項（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）に定める相談機関の相談担当者
連携する障害者等 相談支援事業者	・市内の委託相談支援事業者等（11ヶ所）・計画相談事業所（36ヶ所内）・【地域生活拠点ネットワークまいむ・まいむと共催事業】
年間実施回数	5回

実施予定時期	令和3年4月～令和3年3月
事業概要	<p>各行政区での連絡調整会議を活用した地域資源の理解と連携</p> <p>I 各行政区で提出された困難事例の分析と必要な地域資源の理解</p> <p>II 地域資源開発の手法について</p> <p>III 三層構造の相談支援体制になっている基幹相談支援センター・委託相談支援事業所・計画相談支援事業所との役割分担と連携方法</p>
実施対象	市内の相談支援事業者等の相談員
連携する障害者等 相談支援事業者	市内の相談支援事業者等等（10ヶ所） 計画相談事業所（36ヶ所） 関係行政機関 市内地域包括支援センター・関係相談支援事業所
年間実施回数	6回 【地域生活支援部会・地域生活支援ネットワーク会議・相談支援部会の中で開催】

#### ②地域の関係機関との連携強化

実施予定時期	令和3年4月～令和3年3月	
事業概要	「断らない相談」体制を目指した地域ケア会議等への参画	
実施対象	市内の相談支援事業者等等の相談員・地域包括支援センター等の相談員等	
連携する障害者等 相談支援事業者	市内の相談支援事業者等等（11ヶ所） 計画相談事業所（36ヶ所） 関係行政機関 市内地域包括支援センター・関係相談支援事業所	
年間実施回数	36回	静岡市地域生活支援拠点まいむ・まいむ・基幹相談支援センター相談会の開催

実施予定時期	令和3年10月
事業概要	社会福祉法に明示された地域生活課題の解決に向けた多職種連携セミナー
	行政説明 社会福祉法と地域生活課題の理解（断らない相談とは）
	ネットワーク構築のためのグループワーク等
実施対象	関係行政機関・市内の委託相談支援事業者等等（11ヶ所）・計画相談事業所（35ヶ所内休止2）・地域生活支援ネットワーク、暮らし・しごと支援センター、ひきこもり地域支援センター、各区地域福祉推進センター・地域包括支援センター他、社会福祉法第106条第2項（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）に定める相談機関の相談担当者
連携する障害者等 相談支援事業者	市内の相談支援事業者等等（10ヶ所） 計画相談事業所（36ヶ所） 【地域生活拠点ネットワークまいむ・まいむと共に事業】
年間実施回数	1 回

実施予定時期	令和3年12月（予定）
事業概要	トラブルシューター研修
	触法等特別なニーズのある障害者の支援について、関係機関との連携を図り、支援体制を構築する。（再犯の防止等の推進に関する法律に基づく、障害者等の再犯防止に関する相談業務の強化）
実施対象	委託相談支援事業所
連携する障害者等 相談支援事業者	市内の相談支援事業者等（11ヶ所） 計画相談事業所（36ヶ所）
	県弁護士会、県社会福祉士会、県精神保健福祉士会、検察庁、矯正機関関係者、地方裁判所、家庭裁判所、保護観察所、保護司会、県地域定着支援センター、障害者就労支援、障害福祉行政機関等
年間実施回数	1 回

実施予定時期	令和3年12月（予定）
事業概要	「災害時要援護者支援」フォーラム
	災害時要援護者について、個別避難計画の作成や地域での取り組みを考える。（地域防災から地域での支援ネットワークを構築する。）
実施対象	民生児童委員・相談支援事業所・自治会関係者、地区社協関係者
連携する障害者等 相談支援事業者	静岡市民生・児童委員協議会、静岡市社会福祉協議会（各区地域福祉推進センター）、委託相談支援事業者等 静岡市行政関係者
年間実施回数	1 回

### ③ 地域移行・地域定着の促進の取組

実施予定時期	令和3年4月～令和4年3月
事業概要	不起訴処分、刑の執行猶予、保護観察処分等を付された触法障害者の支援、保護司面接同行等再犯防止の支援（再犯の防止等の推進に関する法律に基づく、障害者等の再犯防止に関する相談業務の強化）
実施対象	触法障害者及び支援者
連携する障害者等 相談支援事業者	保護観察所、地方検察庁（社会復帰推進室）、県地域定着支援センター、保護司会、市内の相談支援事業者等（11ヶ所） 計画相談事業所（36ヶ所）
年間実施回数	12 回

実施予定時期	令和3年8月（予定）
事業概要	地域移行・地域定着の仕組みと実際 地域移行支援事業所の拡大 ・行政説明 事例説明
実施対象	退院促進担当者、精神科病院ワーカー
連携する障害者等 相談支援事業者	〈主に精神障害者の相談を受け入れている〉委託相談支援事業所 地域移行支援部会WTと連携
年間実施回数	1 回

#### ④ 権利擁護・虐待の防止

実施予定時期	令和3年9月（予定）
事業概要	グループホーム等小規模住居での障害者虐待防止研修 ・行政説明 ・小規模住居での障害者虐待防止の気付き
実施対象	グループホームの管理者、職員
連携する障害者等 相談支援事業者	市内障害者相談支援事業所・実地指導担当課職員・【各行政区相障害者相談支援事務局・連絡調整会議と共に催又は連携して実施】
年間実施回数	1 回

実施予定時期	令和3年4月～令和4年3月（予定）
事業概要	静岡市における障害者虐待防止マニュアルの検討 ・マニュアルの検討会議（権利擁護部会との連携、協同） ・マニュアルの検証、改善
実施対象	静岡市障害福祉企画課、障害者支援推進課、各区障害者支援課、保健所精神保健福祉課、市内障害者相談支援事業所
連携する障害者等 相談支援事業者	県弁護士会、県社会福祉士会、市内障害者相談支援事業所、権利擁護・障害者虐待防止部会との連携
年間実施回数	2 回

実施予定時期	令和3年10月～令和4年3月（予定）
事業概要	障害者虐待防止ネットワーク会議の実施、市内の現状と課題
実施対象	静岡市障害福祉企画課、各区生活支援課、保健所精神保健福祉課、市内障害者相談支援事業所
連携する障害者等 相談支援事業者	関係行政機関、県弁護士会、県社会福祉士会、市内障害者相談支援事業所、障害者福祉サービス事業所、地域ひきこもり支援センター、静岡市暮らし・しごと相談支援センター、労働関係機関
年間実施回数	1 回

## (2) 障害者相談支援推進事業

### ① 障害者110番事業研修会

実施予定時期	令和3年7月
事業概要	全体会 障害者相談員に期待するもの【地域包括ケア・断らない相談の視点】（障害者相談員活動強化事業対象相談員と同一のための同時開催）
年間実施回数	1　回

実施予定時期	令和3年12月
事業概要	障害別研修会 障害種別の相談ケースの対応（身体障害：障害者の高齢化と介護保険 知的障害：自閉症発達障がいの特性理解・障害者相談員活動強化事業対象相談員と同一のための同時開催）
年間実施回数	各1　回

### ② 障害者相談員活動強化事業

実施予定時期	令和3年7月
事業概要	全体会 障害者相談員に期待するもの【地域包括ケア・断らない相談の視点】（障害者相談員活動強化事業対象相談員と同一のための同時開催）
年間実施回数	1　回

実施予定時期	令和3年12月
事業概要	障害別研修会 障害種別の相談ケースの対応（身体障害：障害者の高齢化と介護保険 知的障害：自閉症発達障がいの特性理解・障害者相談員活動強化事業対象相談員と同一のための同時開催）
年間実施回数	1　回

### ④ 地域生活及び社会参加等推進事業

実施予定時期	令和3年4月～令和4年3月
事業概要	無料弁護士相談会 共生、文化芸術・スポーツ活動の紹介 ・障害当事者が共に楽しめる文化・スポーツ活動の紹介する。バリアフリーイベントとの連携開催、協会ホームページに、情報掲載 【地域生活支援ネットワークまいむ・まいむと連携】
年間実施回数	12　回

実施予定時期	令和3年4月～令和4年3月
事業概要	障害当事者のエンパワメント・施策提言力の強化・意見集約（障害者プラン勉強会・バリアフリー委員会・障害当事者団体と市議会厚生委員会の議員との懇談等）
年間実施回数	12　回

## 相談調整コーディネーター配置事業 事業計画書

### (1) 運営体制

#### ① 基本情報

所在地 及び 施設名称	〒424-0881 静岡市清水区楠150番地の1 百花園宮前ロッヂ
電話番号	054-344-3555 080-4154-2949（職場携帯）
FAX番号	054-344-3557 054-254-6880（障害者協会）
電子メールアドレス	mayim_mayim@nifty.com 相談調整コーディネーター専用 shizu-shokyo@cy.tnc.ne.jp 静岡市障害者協会
ホームページアドレス	<a href="http://www4.tokai.or.jp/shizu-shokyo/">http://www4.tokai.or.jp/shizu-shokyo/</a>
開所日	土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）以外の日
開所時間	10 時 ~ 16 時

※就業場所の百花園宮前ロッヂは、障害者支援施設（入所）を併設し、その利用者は、新型コロナウイルス感染症により重篤化が懸念される高齢の重度障害者であることから、事業所職員全体で会議や訪問を法人の決定により原則禁止している。よって相談調整コーディネーターの就業場所を当分の間、静岡市番町市民活動センター2F貸事務室に変更する。（別途協議済）

#### ② 人員配置

##### 【配置職員の詳細】

氏名	生年月日	性別	主な保有資格
木村 純子	昭和32年8月12日	女	平成28年度県障害者相談支援従事者初任者研修修了、平成30年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了、平成30年度在宅重症心身障害児者対応多職種連携研修修了、特別支援学校教諭2級免許状
堀越 英宏	昭和31年1月27日	男	平成29年度相談支援専門員現任研修修了・平成30年サービス管理責任者研修修了・平成28年強度行動障害者支援者養成研修（基礎・実践）修了

### (2) その他

※木村純子コーディネーターの勤務日は原則 每週 月・火・水・金の4日間とする。
※堀越英宏コーディネーターの勤務日は原則 每週 木曜日の1日間とする。
・相談調整コーディネーターの業務とサービス調整コーディネーターの業務を相互に補完し合い、地域生活支援ネットワークの目的である「障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する」ことに資するものとする。
・基幹相談支援センターとの連携を円滑に行うために、基幹相談支援センターの堀越英宏相談員が「障害者相談支援推進業務」との総合調整を行う。

## 別紙：相談調整コーディネーター配置事業の詳細

### (1) 相談調整コーディネート業務

#### (1) – 1 地域生活課題の集約と社会資源の整備のための連携調整

事業名	静岡市障害者自立支援協議会等との連携（地域生活支援部会の開催含む）	
事業概要	①行政区障害者相談支援連絡調整会議(以下連絡調整会議)、②行政区障害者相談支援連絡調整会議事務局会議（以下事務局会議）、③障害者相談支援連絡調整全体会議（以下全体連絡調整会議）、④静岡市障害者自立支援協議会（以下自立支援協）、⑤自立支援協の専門部会（地域生活支援部会、地域移行支援部会、権利擁護虐待防止部会・就労支援部会・子ども部会・相談支援部会）等の協議体と連携し地域課題を把握するとともに、協議体間の役割を整理調整する。また、⑥発達障害者支援協議会、⑦医療的ケア児等支援協議会等の関連した協議体と連携する。	
実施時期	令和3年4月～令和4年3月（通年）	
実施場所	静岡市内	
実施対象	自立支援協議会の関係機関団体の相談担当者	
成果指標 目指す姿	成果指標	上記①～④の会議体に合計32回以上参加する。 上記⑤各専門部会と情報の共有を図る（オブザーバーとしての参加含む） 上記⑥、⑦の協議体について、行政担当課、基幹相談支援センターと連携し協議状況を確認する。 計画相談支援事業所に対する各種加算の前提として、事業所の運営規程に『地域生活支援拠点等の機能を担う』旨、記載することになっているが、静岡市内では9事業所にとどまっている現状があることから、運営規程の改定について理解を深めていく。（目標全事業所の半数）
	目指す姿	• どこの相談支援事業所に相談しても丁寧なインテーク（初回面談）や情報提供を受けられ、必要な関係機関団体とつながることができる。 • 地域生活支援ネットワークが整備された姿図、メルクマークが明確にされ、地域生活支援拠点の機能を担うと表明した事業所等と連携を深める。 • 事務局会議、連絡調整会議、全市会議で集約された地域課題について、社会資源の整備、既存の機能の調整を図る。

#### (1) – 2 地域に根差した相談支援調整

事業名	静岡市東部地域（旧由比町・蒲原町）における相談支援体制の構築	
事業概要	地域的に指定特定相談支援事業所がなく、障害児通所サービス、障害者福祉サービスが不足している静岡市東部地域において、地域生活課題を整理し、福祉資源が不足している中においても、こども、高齢者、障害者が地域に於いて安定した生活が営めるよう相談支援体制を確立する。【清水区障害者相談支援推事務局連絡調整会議と連携して行うものとする。また先行モデルとなっている福祉・医療・司法なんでもかんでも相談会の参画を含む】	
実施時期	令和3年4月～令和4年3月（通年）	
実施場所	静岡市東部地域（旧由比町・蒲原町）・出張相談会・地域ネットワーク会議	
実施対象	関係行政機関・地域包括支援センター・清水区委託・指定特定相談支援事業所・共立蒲原病院等	
成果指標 目指す姿	成果指標	出張相談会を6回程度行う。
	目指す姿	福祉サービスの偏在を地域のネットワークのでカバーし、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。

(1) -3 計画相談支援事業所等との連携調整

事業名	計画相談支援事業所等で長期化又は対応が困難な課題の調整及び運営上の課題の調整
事業概要	・「自立支援協議会」の専門部会である「相談支援部会」と連携し、各委託相談支援事業所等において、相談支援が長期化している事例を調査し、課題を分析するとともに、基幹相談支援センター、委託障害者相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の役割を調整する。
実施時期	令和3年4月～令和4年3月（通年）
実施場所	静岡市内
実施対象	基幹相談支援センター・委託相談支援事業所・指定特定相談支援事業所
成果指標 目指す姿	<p>成果指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援部会と連携し、「基本相談支援」の在り方を検討する。（相談支援部会及び同PT・勉強会等で実施）</li> <li>・相談支援部会と連携し、「計画相談支援」の量的拡大・質の向上について協議する。（相談支援部会及び同PT・勉強会の中で実施）</li> <li>・災害後の障がいのある方の支援について、地域生活支援部会のPTと連携し、『サービス等利用計画』の中に災害後の支援についても記載することで、災害時要配慮者の個別支援の充実を図る。（災害時だけではなく、日頃の地域での生活に配慮した計画の中で考える。）</li> <li>・小規模又は新規開設の計画相談支援事業所を訪問し、運営上の課題を整理検討する。（5事業所）</li> </ul> <p>目指す姿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三層構造になっている障害者相談支援体制のそれぞれの役割が明確になり、連携が進むことで、利用者が使いやすい相談支援体制ができる。</li> <li>・相談支援事業所間の連携を深めることで、一つの相談支援事業所が困難な事例を抱え込みず、課題の解決につなげる。一人相談支援事業所が機能停止しないような連携の仕組みを考える。</li> </ul>

(2) -1 専門性の高い相談支援人材の育成（多職種連携・家族丸ごと支援等）

事業名	多職種との事例検討による目標指向型アプローチの視点に立った複合課題のアセスメントと家族支援研修の開催
事業概要	<p>目標指向型アプローチによる複合課題のアセスメントと家族支援</p> <p>I 困難事例の検討</p> <p>高齢者と障害者の同居世帯、ひきこもり等の社会的孤立、支援課題のある世帯の障害児の療育等複合的課題のある事例検討</p>
事業概要	<p>II アセスメント研修</p> <p>Evidence based Care（根拠にもとづく支援）と Narrative based Care（物語にもとづく支援）を学び、支援対象者の立體的な理解に努める。</p> <p>・相談支援の理念や基本となるアセスメントの手法を学ぶ</p>
実施予定期	令和3年7月5日（月）・9月3日（金）・11月15日（月）・令和3年1月7日（金）・3月4日（金） 計5回

実施対象	・市内の委託相談支援事業者・計画相談事業所・地域生活支援ネットワーク、暮らし・しごと支援センター、ひきこもり地域支援センター、各区地域福祉推進センター・地域包括支援センター他、社会福祉法第106条第2項（地域子育て支援拠点事業等を經營する者の責務）に定める相談機関の相談担当者	
成果指標 目指す姿	成果指標	・事例検討会を年5回開催
	目指す姿	・複合的な課題のアセスメントの手法を学び、多職種連携の下、家族全体の支援体制が構築できるようにする。

(2) -2 専門性の高い相談支援人材の育成（更生支援）

事業名	触法障がい者の地域定着に向けた課題の検討	
事業概要	静岡地方検察庁に「社会復帰支援室」が設置され、触法障がい者のいわゆる入口支援の事例が増加している。こうした事例は司法・福祉・医療・社会福祉事務所等の連携の下に重層的な支援が必要であり、相談支援専門員に高度なソーシャルワーク機能が求められている。こうした背景を踏まえ専門家を招きシンポジウムや事例検討、更生支援計画の作成等の研修を行う。全国TSネットワーク、静岡TSネットワーク等との連携を図って実施する。	
実施時期	8月～翌年3月 シンポジウム1回・事例研修1回	
実施場所	静岡市中央福祉センター	
実施対象	市内の委託及び指定特定相談支援事業所・関係機関・団体	
成果指標 目指す姿	成果指標	シンポジウム・事例
	目指す姿	・静岡市が策定した静岡市障害者共生のまちづくり計画（令和3年度～5年度） 静岡市再犯防止推進計画（令和3年度～4年度）に基づき、罪を犯した障がい者支援ネットワークを確立することで、再犯の防止と触法障がい者の自立を図る。

(2) -3 専門性の高い相談支援人材の育成（強度行動障害者支援）

事業名	強度行動障害支援者研修修了者対象のフォローアップ研修の開催	
事業概要	強度行動障がい（児）者に対する福祉の向上へつなげるため、行動障がい支援を提供している県内の事業所からの実践報告及び専門の講師による研修を通じて、強度行動障がいに関する知識や理解をより深めるとともに、支援者の更なる資質向上を図る。	
実施時期	年1回 令和4年2月（予定）	
実施場所	百花園宮前ロッヂ・静岡市中央福祉センター	
実施対象	強度行動支援者養成研修修了者（強度行動障害の方を支援している事業所（同一法人含む）に勤務している方）	
成果指標 目指す姿	成果指標	・フォローアップ研修を年1回以上開催する
	目指す姿	・静岡市内において、強度行動障がいのある方の受入事業所が増加する。適切な支援により、強度行動障がいの状況が軽減することで、本人が安心して地域で暮らすことができ、家族、支援者の負担が軽減される。

(2) -4 「地域で不足している福祉人材の育成（移動支援従事者研修）

事業名	静岡市移動支援従事者養成研修の開催	
事業概要	知的障害児者にかかる移動支援事業従事者を養成する研修の実施 同研修の研修企画等、円滑な実施に資するために運営会議を行う。（年2回程度）	
実施時期	通年（開催回数年2回）	
実施場所	市内の公共施設会議室等	
実施対象	静岡市内に居住又は通勤、通学している高校生以上の人または静岡市内で移動支援事業に従事する意思のある高校生以上の人。	
成果指標 目指す姿	成果指標	研修受講者を定員の8割以上確保する。（定員60名、1回30名）。修了率を90%以上にする。
	目指す姿	移動支援従事者が増加することで、移動支援事業利用希望者（待機者）が円滑に同サービスを利用できるようになり、社会参加が促進される。

(3) ネットワーク会議等の開催、事業者・関係者との連絡調整業務等

(3) -1 ネットワーク会議の開催

事業名	地域生活支援ネットワーク『まいむ・まいむ』ネットワーク会議の開催	
事業概要	・地域生活支援拠点の面的整備の意味合いを広く福祉関係機関団体、当事者団体等に周知し、協力体制を整備する。（ネットワーク会議を開催する中で提起された地域課題等については、自立支援協議会の各専門部会と連携する。）	
実施時期	令和3年9月、令和3年3月（予定）	
実施場所	百花園宮前ロッヂ・静岡市中央福祉センター	
実施対象	静岡市内の福祉関係機関団体（高齢者・児童分野含む）・特別支援教育関係機関・自立支援部会の各専門部会長・障がい当事者団体等	
成果指標 目指す姿	成果指標	・ネットワーク会議を年2回以上開催する
	目指す姿	・地域の関係機関・団体、地域住民等による地域生活支援ネットワークの「面的整備」の趣旨について理解が深まり、より主体的にネットワークに参画している状況

(3) -2 地域生活支援部会の開催

事業名	地域生活支援部会の開催	
事業概要	①ネットワーク会議の個別会議を静岡市障害者自立支援協議会の専門部会である「地域生活支援部会」に位置づけて開催する。②地域生活支援部会では、地域生活支援ネットワークの進捗状況や課題を報告するとともに、地域生活支援の推進に関する事項を協議することで面的整備の具体的な推進を図る。【障害福祉サービス事業所等との連絡調整、移動支援の利便性の向上、移動支援ヘルパー研修、強度行動障害に対応できる人材の育成（静岡市入所施設・通所施設サポート事業・自閉症専門研修等）、災害時要配慮者への対応等】	
実施時期	地域生活支援部会（自立支援協議会開催月の前月）	
実施場所	静岡市番町市民活動センター・静岡市中央福祉センター等	
実施対象	部会員：宮前ロッジ施設長、自立支援協委員、学識経験者、当事者団体、ヘルパー事業所、通所サポート事業アドバイザー、委託相談支援事業所他 ※事務局 相談調整コーディネーター、サービス調整コーディネーター	

成果指標 目指す姿	成果指標	・地域生活支援部会を年2回以上開催する
	目指す姿	・地域生活支援部会で協議し整理した課題について、自立支援協に報告するとともに、「静岡市共生のまちづくり計画」の推進に資するよう提言を行う。

(3) -3 重層的相談支援体制整備に向けた取り組み

事業名	重層的相談支援体制の充実に向けた多職種連携の実践とシンポジウムの開催	
事業概要	・高齢・障害・児童・生活困窮・ひきこもり等の社会的孤立にかかる相談支援関係機関の連携のあり方を地域の事例から学び、実践につなげるシンポジウムの開催	
実施時期	令和3年10月	
実施場所	百花園宮前ロッヂ、静岡市中央福祉センター	
実施対象	・関係行政機関、市内の委託相談支援事業者・計画相談事業所・暮らし・しごと支援センター、ひきこもり地域支援センター、各区地域福祉推進センター・地域包括支援センター他、社会福祉法第106条第2項（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）に定める相談機関の相談担当者。	
成果指標 目指す姿	成果指標	・上記（「専門性」機能調整業務 その1）に示した「多職種との事例検討による目標指向型アプローチの視点に立った複合課題のアセスメントと家族支援研修」の成果を踏まえ、児童・高齢者・障害者に対する横断的なネットワークを構築するための啓発セミナーを年1回以上開催
	目指す姿	・障害福祉分野以外の関係機関団体との連携を図ることで、支援機関の専門性で中断されない連続的な支援体制を構築する。

(3) -4 業種別連絡会への参加・障害児・障害者福祉サービス事業所との情報共有

事業名	障害児・障害者福祉サービス事業所との業種別連絡会の開催・訪問の実施	
事業概要	①放課後デイサービス事業所連絡会（葵・駿河区／清水区）等業種別連絡会に参画し、情報の共有を行い、利用児・者にとって必要な地域資源の確保策を検討する。 ②種別の協議会等がない場合は、各種別ごとに向けた、行政指導研修も交えて、連絡会を企画する。 ③新規開設事業所等を訪問し、事業所情報を整理し、関係機関団体と共有する。	
実施時期	令和3年4月～令和4年3月（通年）	
実施場所	静岡県総合福祉会館（シズウエル）、宮前ロッヂ、静岡市内各事業所	
実施対象	①市内放課後デイサービス事業所、②市内グループホーム、③市内障害児者福祉サービス事業所	
成果指標 目指す姿	成果指標	①児童発達支援事業所連絡会・放課後デイサービス事業所連絡会への参画（葵・駿河区 年5回以上・清水区 年10回以上） ②共同生活援助事業所連絡会の開催を、各行政区障害者相談支援事務局会議と協働し開催する。地域生活支援部会の中で評価する「日中サービス支援型共同生活援助事業所の評価指標」が作成されている。

成果指標 目指す姿	成果指標	③就労移行支援事業所連絡会（年2回程度） ④障害児者福祉サービス事業所訪問 延べ12回以上
	目指す姿	障害児者福祉サービス事業所と相談支援事業所の情報の共有が進み、利用者のサービス選択が円滑に行われる。

### (3) – 5 教育機関との連携

事業名	教育機関との連携	
事業概要	市内の特別支援学校が主催する「進路指導担当者会議福祉部会」や卒業予定者の個別支援会議等に参加し、卒業生のいわゆる地域デビューを支え、地域社会での生活が円滑に行われるよう関係機関団体との調整を図る。	
実施時期	令和3年4月～令和4年3月（通年）	
実施場所	市内特別支援学校等・静岡市内支援学級	
実施対象	特別支援学校等の進路担当者、委託・指定特定相談支援事業所・進路先企業・障害児者福祉サービス事業所 自立支援協の専門部会である「子ども部会」と協働することで、教育分野と放課後デイ事業所との連携を促進する。	
成果指標 目指す姿	成果指標	・静岡市教育委員会等（特別支援教育進路指導協議会含む）が主催する会議に年2回以上参加するとともに、支援要請のあった個別支援会議に随時参加する。
	目指す姿	・支援学校卒業後の支援について、利用者が必要な時に適切な支援が受けられる体制ができる。

### (3) – 6 地域との連携

事業名	町内会・自治会・大学・市民活動団体等との連携	
事業概要	①静岡市地域福祉共生センター「みなくる」・静岡市番町市民活動センター・清水市民活動センター、各大学の産学協同の仕組みや等を活用し、自治会・民生・児童委員・障害者相談員・地域住民と障害福祉サービス事業所等との双方向の連携に努める。②地域の企業、大学、市民活動団体及び「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」の卒業生等と障害福祉サービス事業所とのコラボレーションを推進する。	
実施時期	令和3年4月～令和4年3月（通年）	
実施場所	静岡市地域福祉共生センター「みなくる」・静岡市番町市民活動センター・静岡市清水市民活動センター・団塊創業塾「くれば」、「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」の卒業者等の活動場所	
実施対象	市民活動団体・自治会・大学・障害児者福祉サービス事業所	
成果指標 目指す姿	成果指標	・月1回以上の連絡調整、情報発信
	目指す姿	・地域の多様な世代の住民や様々な市民活動団体と障害児者サービス事業所や障がい当事者団体も交流を促進ことで、自分の周囲や地域、自分の住むまちをよくしたい、積極的にまちづくりに関わろうとする公共意識の醸成を目指し、障害のある人もない人も共に生きる地域社会づくりに資する。

## 生活保護精神障害者退院支援事業 実施計画書

### 1. 事業等の実施体制

- (1) 担当者 牧野善浴（社会福祉士）、新規採用予定職員
- (2) 対象者 各区生活支援課との会議及び下記の連携会議で提出される名簿から抽出予定
- (3) 地域移行支援事業（個別給付）の活用 地域移行支援計画の作成
- (4) 計画相談事業所の活用 サービス等利用計画の作成

### 2. 事業の準備

- (1) 福祉総務課との打合せ（6月上旬）
  - 出席者 福祉総務課担当1名、当協会担当2名
  - 内容 令和3年度の取り組み体制、方法など
- (2) 生活保護精神障害者退院支援プログラム関係者会議
  - 開催日 6月 下旬
  - 出席者 3区福祉事務所生活支援課（精神障がいの担当）3名
    - 福祉総務課担当1名、当協会担当2名
  - 内容 令和2年度の支援対象者について
    - 今後の進め方、担当者会議の開催予定など

### 3. 連携会議等について

- (1) 会議名 自立支援協議会地域移行支援部会精神障害者地域移行支援ワーキンググループ」
- (2) 主催者 静岡市保健所 精神保健福祉課相談支援係
- (3) 出席者 市内精神科入院病床のある医療機関のケースワーカー・看護師等8人
  - （日本平病院、第一駿府病院、清水駿府病院、溝口病院、こころの医療センター）
  - 市内障害者相談支援事業所（委託・精神）各専任相談員 3人
    - （市支援センターなごやか、地域生活支援センターおさだ、はーとばる）
    - 静岡市こころの健康センター（会場施設） 1人
    - 静岡市障害者協会（基幹相談支援センター・本事業受託法人） 1人
    - 静岡市精神保健福祉課相談支援係（主催者） 1人
  - コアメンバー 14人

※生活保護精神障害者退院支援事業については、5月中旬に契約を締結し、6月から実施の予定です。